

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第三節 日産化学の争議

全国に一一箇所の支部をもつ単一組合・日産化学(組合員六〇三四名)の争議は、一九五二年の宇部窒素、五三年頭初の昭電川崎の争議と共に、最近における化学部門の三大争議の一となった。この争議の一般的背景は、昭電川崎の争議についてのべたとほぼ同様である。朝鮮休戦後の不況に直面した肥料資本が、企業の経営難を労働者の賃金切下げ、人員整理等の「合理化」によって切りぬけんとする企てに対し、合化労連傘下の日産化学労組が賃上げを要求し、出荷スト、硫酸生産設備全面ストップ等種々なる争議行為によって対抗し、労資双方がほとんど死力を尽して対戦したため、五六日の長期ストとなり、その間ピケ隊と武装警官との衝突をひき起し、世人の注目をひくにいたった。会社側は、硫酸設備全面ストップにともなう保全問題を重視し、はじめからその態度を硬化させ、ロック・アウトをもって対抗、組合側も同一生産部門の全労働者の共闘、労農提携への呼びかけでこれに立ち向ったところに、本争議の特色が見られる。この争議は、会社側がスト中に提示した人員整理合理化案を撤回し、賃上げ要求の一部容認という条件で妥結したが、合理化による首切りのテスト・ケースとして今後の労働争議の動向を示唆するものがあり、その意味でも注目に値するであろう。

争議の経過

三月一四日組合側の提出した要求内容は次の通りである。(一)賃上げ 二〇〇〇円+アルファ(アルファは約八〇〇円平均)(二)退職手当 二〇年九〇万円基準、(三)地方税 会社負担七〇%を一〇〇%に引揚げる、(四)結婚資金 三万円、外に住宅手当、旅費等の増額。

これに対し会社側は同月二〇日、地方税会社負担は七〇%の従来通り、その他の要求も全部拒否する、と回答した。組合は二五日に会社に対し、来る二八日より、時間外労働と休日出勤を拒否するむね争議通告を發した。そして四月三日には各支部ごとにスト投票を行った結果、賛成三三三六票反対二一七八票をもってスト権を確立し、同月九日には闘争宣言を發表、一三日全工場一斉に四〇時間全面ストに突入した。スト参加労働者は約六〇〇〇人である。

さらに同月一一日には第三次スト通告を發し、一五日より二五日まで全工場の倉庫関係全員スト、また同じく一五日より全箇所無期限の日直、宿直の勤務を拒否した。

このように、第二次第三次と波状的にストライキを続けたが会社側の態度は強硬で組合の要求を容れず、組合は四月一七日から分析係全員の無期限スト(実施箇所は函館、小松川、伏木、木津川、名古屋、小野田)に突入した。さらに二〇日より二六日まで、富山、伏木両工場の全労働者が第五次ストを実施した。また同じく二二日には第六次スト通告を發し、倉庫関係の全員出荷ストを二六

日より無期限ストに切りかえ延長すると宣言した。またこの時、富山、伏木両工場のストにともなう生産設備(硫酸製造関係)と保安要員の問題について労働協約の解釈をめぐり労資双方に見解の対立を生じた。それは次の組合闘争委員会のアピールおよび会社側のロック・アウト宣言にものべられているように、硫酸設備の全面的ストップをもたらした組合のスト戦術に対し、会社側が機械設備の保全に関する協約条項違反なりとして非難したものである。組合はこれに対し、会社側が設備保全問題を持ちだして団交を回避し一方的に組合側を非難する態度を攻撃した。かくてついに二三日には、会社側は富山、伏木両工場の部分的ロック・アウトを通告するにいたった。次にその通告書と、組合側の保全要員に関する交渉決裂に当たっての通告書をかかげる。

(富山、伏木の硫酸設備ストップに際して)

日産化学労働組合中央常任闘争委員会

組合員の皆さん！

去る四月二〇日より、富山、伏木の両工場は一斉ストライキに突入し、同時に硫酸設備も亦全面的にストップするの已むなきに到りました。

会社は、昨二〇日の最終団交に於て硫酸設備に関する従来までの両者の結論を全く覆し「硫酸ストップは原則的に反対であり、もしこれを止めるならば責任はあげて組合側にある」という一方的通告を発し団交を打切ったのであります。

硫酸のストップについては、既にニュースで御承知の通り過去十数回にわたる団交の結果、四月一〇日会社は遂に組合の主張を認め次の結論に達していたのであります。

- 1、原則的に硫酸のストップは認める。  
(これは、硫酸ストップが原則として協約第百三十五条の「機械施設の保全」には違反しないということである。)
- 2、次の場合は硫酸をストップしない。
  - イ、塊礮炉
  - ロ、老朽度甚しいもの
  - ハ、其他ストップさせることにより設備全体に著しい損傷を与えるか、或いは再起不能のおそれ大なるもの
- 3、第二項の認定は、中央の団交で行う。

更に組合は、第二項についての紛糾をおそれ、特に、「例外が全部になっては困る」(この時会社は笑って否定した)、「例外というのは大体いくらあると思うか」と念を押ししたのである。これに対し、会社は「大体五つ六つではないかと思う。但し塊礮炉については別に考えてもらいたい」と答えている。(以上四月一〇日団交議事録より抜萃)

かくて昨二〇日の富山、伏木の硫酸についての認定となったのであるが、組合は慎重なる調査の結果「両工場の硫酸については全部とめ得る。例外はない」との結論を得ていたのであります。

然るに会社は、「富山、伏木の硫酸はすべて止められない」と主張し、あまつさえ会社は、右に述べた団交の結論を全く無視するが如き態度に出て来たのであります。即ち「会社はやはり当初の主張通り化学工業の特質上硫酸をストップすることは出来ないと思う。この両者の意見の対立は根本的なものである」と。

皆さん！

かかる不誠意な態度があるではありませんか。これでは一体なんの為に十数回にもわたる団交を続けて来たのでありましょう。われわれは最後にかかる重大事態を極力回避するために、本題の質上其他についての団交を今から始めたいと申入れました。しかし会社は、時間がおそいから(時に午後六時)云々として団交を避けようとするのであります。

さきの通告を予めタイプで用意していたことを照し合せて考える時、そこに問題を根本的に解決せんとする一片の誠意すらわれわれは見出すことが出来ないのであります。われわれはもとよりさきに述べた会社の一方的通告を承認することは出来ません。しかしわれわれは、飽くまで協約第百三十五条の精神に基き、「機械諸施設の保全」の線を厳守し、且又、四月一〇日の両者の結論を尊重して行動するであります。

これによって生ずる諸々の事態は、すべて会社が責任を負うべきものと確信致します。

組合員の皆さん！

闘争は漸く熾烈さを加えて参りました。われわれはここにあらためて「闘争宣言」に述べた決意を新たに、長期且つ困難なる闘争を闘っていかうではありませんか。

昭和二八年四月二一日

(部分的ロック・アウトの通告書)

昭和二八年四月二三日

日産化学工業株式会社・取締役社長 末松鳳平  
日産化学労働組合・中央執行委員長 平井敏明殿

一、二月一〇日会社は、旧臘来団体交渉で取り上げられた退職手当の問題の解決をはかるため中央経営諮問協議委員会を招集し主計、財務、生産、販売、資材等各分野にわたる現状分析と将来の見通しについての冊子「最近における会社の業績とその見直し」を配布し且つ更に面接担当部長から詳細にわたって敷衍説明を行い、会社の現在おかれている事情を率直に訴え組合員の経営に対する一段の理解と協力を求めると共にその自重を促したことは周知の通りであります。

二、しかるに組合は会社の切迫せる経営事情を理解することなく三月一四日一人当たり二千円プラス基準内賃金の五%の「賃上げ」に加え退職手当(修正されたもの)等六項目に及ぶ要求を提示し、三月二〇日より交渉に入ったのであります。

今回の交渉を顧るに回答日を含め僅か四回にして組合側から交渉打ち切り宣言を行うという極めて誠意を欠く態度を示し即日(三月二五日)三月二八日から「全箇所無期限時間外労働及び休日出勤拒否」の争議通告をなし来ったのであります。

三、引続き組合は会社に対し四月一〇日第二波スト通告(四月一三日一番方から四八時間全箇所)、四月一一日第三波スト通告(四月一五日一番方から同月二五日三番方まで全工場の倉庫課、係全員及四月一五日から無期限全箇所、日・宿直勤務拒否)、四月一四日第四波スト通告(四月一七日から無期限の函館、小松川、伏木、木津川、名古屋、小野田の各工場分析係全員)、四月一七日第五波スト通告(四月二〇日一番方から同月二六日三番方まで富山、伏木両工場の全員)、四月二二日第六波スト通告(四月二六日一番方から無期限の全工場倉庫係、係全員)を次々になし来たり事態解決の途をこれ等実力行使に求め、その方針通り実施して来ているのでありますが、このことは組合が問題の解決を図るべき誠意ある努力を示さずして、寧ろ強引に遠ざけている結果を齎らしておるのであります。

四、他方保全要員の協定については数次にわたり交渉を重ね、会社は綿密なる技術的調査検討の結果、富山、伏木両工場の硫酸施設については、運転休止する場合は施設の損傷或は破壊に導くことになり、従って運転休止をなし得ないことを繰り返し主張して来たのであります。このことは又労働協約第百三十五条の精神に合致するもので、同条の趣旨は、硫酸施設の保全運転に重点をおいて規定されたものであることを更に強調したのであります。これに対し組合は技術的に何等根拠を示すことなく只運転を休

止しても保全を保ち得ると主張し且又同条の根本精神を無視し一方的に交渉を打切り協定成立を敢えて阻止する態度に出で、保全要員の協定不成立のまま右両工場に対する全面スト指令を発し極めて不安定な状態の下にストを敢行しつつあることは争議権の濫用というも過言ではないのであります。

五、現に富山、伏木両工場は四月二〇日一番方から七日間にわたりストを継続中であり、組合は前記頑迷なる主張に基づき右両工場に対し四月二三日朝より硫酸炉への給鉱を停止し自然放冷の体制に入ったのであります。而してこのまま放置するにおいてはスト終了後直ちに生産再開を行う事は困難であるのみならず前記の通り組合の争議の様相が極めてジグザグな形をとられて来ている事実に徴し、かかる断続波状ストに遭遇するときは硫酸施設は勿論爆発の恐れある瓦斯関係施設は忽ちにして甚だしく損傷又は災害を招来することは明白なところであります。このことは、スト突入の翌日である二一日に至り伏木工場の硫酸施設丙号のセリ煉瓦の部分崩壊並びにこれによるアームの折損は何よりも雄弁に裏書するものであります。

ここにおいて会社は、更めて組合員の猛省を促すと共に機械諸施設の損傷並びに災害を最少限度に回避すべく施設防衛の立場から敢えてそれ等及び直接関連ある施設に対し非常措置を講ぜざるを得なくなったのであります。

ここにその手段として次の通り通告する次第であります。

- 1 富山工場
  - a 四月二七日午前九時から当分の間硫酸課、瓦斯課、硫酸課第二係及び窒素課精製係のロック・アウトを断行する。
  - b 同時刻より右職場所属組合員全員(保全並びに監視要員を除く)に対し出勤を停止し、その間の賃金は支払わない。
- 2 伏木工場
  - a 四月二七日午前九時から当分の間技術課硫酸係及び同課肥料係の内燐酸液掛のロック・アウトを断行する。
  - b 同時刻より右職場所属組合員全員(保全並びに監視要員を除く)に対し出勤を停止し、その間の賃金は支払わない。

以上

(通告書)

日産化学労働組合

労働協約第三百三十五条に基く保全要員の交渉決裂に当り左記の通り通告する。  
〔記〕

保全要員協定の団体交渉に当り組合、会社双方誠意をもって協定成立に努力すると的前提を確認しつつ十数回にわたって団体交渉をおこなってきたはずである。しかるに四月二〇日の団交席上における会社の態度は明らかに前の交渉において双方確認した事項を覆し、いたずらに労使間の紛糾をまきおこさせ、且又かかる緊急の事態を平和的に解決せんとする一片の誠意さえも見受けることはできない。組合はいかなる場合においても常に冷静に事を運び、後日無用の混乱を招来させてはならないとの念願により終始最善の努力を続けたのであるが会社は「時間が遅い」とか「常識的時間は過ぎた」とかの理由によって一方的に団交を打切り故意に交渉を決裂させたのである。かかる会社の行動にたいして組合は不本意ながら組合の基本方針にもとづいて行動せざるを得ない状態にたち到ったのである。これによっておこる一切の責任はすべて事態の解決を意識的に回避しようとする会社側が負うべきであるとともに今日の労資の紛争解決の鍵はかかって会社にあることを銘記されるよう通告する。

会社側のロック・アウト実施に対し、組合はさらに四月二四日第七次スト通告(二七日より五月二日

まで、富山、伏木両工場全面スト)を発し、二五日および五月二日には、次のような強力な全面的ストライキの通告を行った。

#### 第八・九次スト通告の内容

- 1 四月二八日全箇所二四時間全面スト
- 2 四月二九日より五月二日まで、本社はじめ各地営業所全面スト
- 3 四月二九日より五月一二日まで王子肥料課スト

#### 第一〇次スト通告

- 1 富山、伏木両工場五月四日より二四時間連続スト
- 2 木津川、名古屋、小松川、小野田五月六日より肥料課全員スト
- 3 王子、農薬、化成七日より二四時間連続スト
- 4 鏡七日より肥料課二四時間連続スト

右のスト実施中、富山工場で肥料の出荷を阻止せんとする組合ピケ隊と、会社、運送会社間に衝突が生じ、武装警官の出動をみるに至った。すなわち会社は、アメリカ国防省(韓国向け)や全国購買農業協同組合と富山工場生産の硫安売渡契約をむすび、四月二六、七両日その出荷を強行せんとしたが、組合側はピケラインを敷いてこれを阻止した。五月五日輸送船アルグラブ号は空船腹のまま出港せざるをえなかった。五月七日には運送会社従業員とピケ隊間に乱闘が起り、これに対し武装警官が出動して鎮圧に当たった。会社側は、争議団のピケラインは不当な営業妨害であり、また春肥を求めている農民に対してもスト行為は許せずとして、富山地裁に対し、出荷妨害排除の仮処分命令を申請した。

これに対し組合側も、広く町民、農民にストの実情を訴え、応援と共闘を求めた。昭電川崎工場ストに見られたように、この化学労働者の争議でも、労農提携への動きが見られたことは注目される。つぎに組合の農民への訴えと、闘争中の会社、組合の両者に対し寄せられた鏡町町長、町会議長の要請書をかかげる。

(町民農民の皆さん！)

日産化学鏡工場では、四月一三日以来一カ月余ストライキを続けています。この間多数の皆様色々な方両で御迷惑をおかけしていますこととお詫びしますと共に私達の闘争に心からなる御援助御支援を賜っていることを厚く厚く感謝致します。

私達日産化学の労働者は、御存知のように三月以来賃上を要求し、何回もの会社との話し合いにもかかわらず、一銭も出さないと云う会社の誠意がないために、私達は不本意ながらストライキで闘わなければならなくなりました。

農、町民の皆様方の中には、こんなことを云ってられる方々も多いと聞きます。「日産化学鏡工場は赤字だ、だのに組合は賃上げなんかを要求している」「そして今農村では田植時をひかえ春肥えの手当で肥料が欲しい。それに組合では出荷を拒否してストライキ迄やっている」と。

日産化学は鏡ばかりではございません。富士にも、王子にも、全国到る所に工場を持っている大会社でございまして半期(六カ月)に約六億の利益を上げているのです。そして亦多木肥料、帝国化工、東北肥料等日産よりも小さい会社でさえ約千六百円から三千円の賃上げをしております。私達は諸物価の値上りで、現在の私達の給料ではどうしても食ってゆけないから賃上げを要求して闘っているのです。然るに会社側は地方生活は三千円でやってゆける、ルンペンだって結婚出来るし、生きているではないかとの暴言で答えました。私達の賃金が上る事は皆さんの生産品を多く買えます。皆さんの米の

値段が上がる事も同様に私達の造る肥料や衣料も多く買って貰えるのです。その様に金がうまく廻る事が物価の値下りを来すのです。

それから農村の肥料の需要は、肥料を造っている私達労働者は熟知しています。だから農村の方々が本当に田植の為に肥料が明日にでも要るのだったら、組合の大会で一俵も出荷しないと決めているが出しましょう。然し一五日には東京で組合と会社側の団交の結果が分るから、それ迄一日か二日待ってくれと申しました、それから先はたとえ会社の回答が組合に不満足であっても出すと決意したのです。然るに県販購連の地位を利用しているボス達は一刻も待てないと云って、阿蘇地方の農民だと偽り菊旗同志会や暴力団や、何も知らない農民に酒を飲まして日当三百円で傭い大挙押しかけて来たのです。そして先日のあの組合員の家族のおばあさん迄傷を負うと云う事件になってしまいました。私達は真の農民の代表者とならいつでも固く手を握って行こうと考えていますし本当に肥料が要るのなら直接農民の皆様へ渡します。そしてその代金を会社に払って貰わない様に考えていました。

明らかに県販購連のボス達は私利私欲のために行動し、資本家は労働者と農民が如何にも対立しているかの様に宣伝して漁夫の利をむさぼろうと考えているのです。農民の名によって労働者を弾圧している資本家並びに、資本家や県販購連の犬と化した国警は、やがては労働者の名によって農民を弾圧しないと誰が断言出来るでしょうか。

私達の闘争によって困るのは農民でもなければ、中小企業の町民の皆様ではないのです。寧ろ私達は農民や町民の皆様方と一緒にあって、国内には高くそして蒋介石や東南アジアには安く売りつけている肥料の出血輸出をやめさせ日本の農民に安い肥料と安定した生活があたえられるため、更には全国民が平和に暮してゆけるために、皆様方と手に手をとって闘って行きたいと考えます。

どうか皆様

私達日産化学の闘争を最後まで御理解御支援下さいませ。  
そして何卒私達が再び明るい顔で生産に従事出来るように、共に闘って下さい。  
日産化学労働組合常任闘争委員会

(要請書)

貴労働組合におかれて先般来ベースアップの問題で会社側と折衝中の処、双方の主張に一致点を見出し得ず、遂に最後の手段としてストライキを決行され今日に到るも尚解決の端緒を開くに至らず事態は益々悪化の一路を辿るの状況にある由を聞き前途に一抹の不安を感じ憂慮に堪えざるものがあります。私達は日産化学鏡工場が八代郡北部唯一の会社であり、会社が附近町村経済にもたらす重要性を考えると常にその発展を祈らざるを得ないのであります。

亦会社の発展は申すまでもなく貴組合員諸士の真剣なる努力による外はありません。これを想う時、私達は亦従業員諸士の日々の安全と幸福をお祈りするものであります。過日配布されました日産化学全工場のストライキの経過を伺いますと富山工場など既に閉鎖された工場もありますが斯くの如き事態に陥ることは食糧増産が叫ばれている今日、その根源をなす肥料の減産を来し食糧増産に大なる支障を生ぜしむる不祥事の原因であると考えます。

現在我国の生きる道は産業の発展を期することが第一義であると考えます。鏡町に於

でも昨年度に於ては工場誘置条例を制定して工場の誘置に力を注ぐなどの手段を講じ隣接町村に於てもこの事については大きな関心を持っています。斯くの如き折柄労資双方の意見の相違によって産業を多少なりとも萎縮せしむることは私等の最も遺憾とする処であります。若し万一鏡工場が閉鎖される様な不祥事を惹起するに至れば労資双方はもとより鏡町を中心とする隣接町村に及ぼす財政的影響は至大なるものがあることは明らかであります。私等は今後労資双方の交渉に依って双方の或る程度の譲歩により円満なる解決を計り以て産業の速かなる再建に努めらるるよう会社並に労働組合に対し要請いたします。

昭和二八年五月九日

熊本県八代郡鏡町長 植原省三  
鏡町議会議長 田中安太郎

会社側の出荷強行と、これに対抗する争議団ピケ隊との衝突はその後各所に発生した。五月三日には王子で会社側の強制出荷が行われ、九日には鏡町でピケ隊に対し二〇〇余名の武装警官が出動、一三日にはついに警官の実力行使による出荷が強行された。次にかかげる組合の農民への訴えは、当日の様相を伝えている。

(農民の皆さん読んで下さい)

農民の皆さん、新聞などでは私達日産鏡の組合員が一三日の事件で農民の人達と対立した様子に書いてありました。そしてまるでその為に警官隊が組合のピケ隊に襲いかかったように言っています。だがこれはみんなウソです。なる程農民の人達は相当来て居られたかもしれませんが。然しその人達は何の為に何処に行くのかも知らされずに各村のボス達が遊びにでも行くかの様に欺して連れて来た人達で、私達の前に来られてもおとなしくして居られました。唯そのうち先頭の二、三台のトラックに乗ったゴロツキらしい連中四、五〇人だけが、何もしないでおとなしく坐っている私達組合員を引きずり廻したり、抛り出したり、擲ったり、蹴ったりしたのです。そしてこのゴロツキ共の真中では県販購連の専務理事の園木と云う男が顔を赤鬼の様にしながら「やれ、やれ」とけしかけて居りました。

そして又、組合が「二日待ってくれたら必ず農民の方に直接私達の方から差上げますから今日は帰って下さい」と県販購連の幹部に頼んでも「今日はどうしても取って行く」と云って聞かないし組合が「じゃ本当に自分で鋤を握って働いている人達をつれて来て下さい、その人達に私たちの本当の気持ちをお伝えして御願いますから」と云っても会わせてくれずそのくせ県販購連の幹部は自分たちのマイクで農民の人たちに「組合がどうしても出させてくれない」とウソの宣伝をしたのです。こんなふうにして同じ働く者同志の私達組合員と農民の間を裂こうとしたのです。そりゃそうでしょう、本当に自分の手で肥料を田にまく人達と私たちとが話し会えば、たった二日が待てないと云う結論は決して出なかったでしょう。そうしたらボス共のたくらみは完全に暴露されるからです。

それに警察も警察です。国警八代の斎藤署長は私たちの云った事が本当に正しい事と知っていながら、県販購連の幹部の肩をもって、私たち組合員が一生懸命お願いするのを聞こうともせず、逃げるように自分達の自動車の中にかげ込み、私たちに顔も見せず車の中からマイクで指揮し、警官たちに無抵抗で坐っている私達に対する暴行を命

令したのです。

農民の皆さん、私たちは間違っているのでしょうか。本当に一五日迄待てなかったのでしょうか。そして皆さん、こんなにして積出された肥料は二日許り日通の倉庫の中で眠っていたのです。皆さん、私たちはこの鬼の様な県販購連の幹部と、斎藤署長のお蔭で怪我人は二五人も出し、こぶをこさえた者や腰をけられて暫くは立つ事も出来なかった者も何十人と出したのです。然もこの怪我人の中には六〇才のお婆さんを始めとして女の人が五人もいるのです。

農民の皆さん、私たちの闘いをよく理解して下さい。私たちは本当に皆さんがお困りになるまで肥料を出さないとは決して云いません。だからこの非民主的な警察と闘い、皆さんを搾取る県販購連のボス共と、これに繋がる資本家と闘う私達に応援して下さい。

尚一三日強行出荷された肥料の中最も早く必要とする阿蘇に出されたのは左の通りです。五月一三日当日強行出荷されたのは七、三〇〇呎(二九二屯)

(一六%)(一六・五%)(みづほ)

一三日	坊中	黒川農協	三七五呎	一〇〇呎
	三芳	小口農協	二七五 "	
一四日	内牧	県連阿蘇支部	三七五 "	
	三芳	"	三七五 "	
	"	"	三七五 "	
	坊中	黒川農協	三七五 "	
一五日	白川	白水農協		三七五呎
	計	二、一五〇呎	一〇〇呎	三七五呎
	合計		二、六二五呎(一〇五屯)	

日産化学労働組合鏡支部

断続的な波状ストと出荷阻止、町民農民との提携強化の線で闘争がつづけられてきたが、組合側は五月一日、期限付きで会社側の再考をうながし、再回答を求めると通告、これに対し一八日次の回答が組合に対しなされた。

- 1 賃上げ 四〇〇円+定期昇給の半年くり上げ支給(争議解決時より計一〇一七円程度の増額)
- 2 退職手当 二〇年六〇万円(一〇万円増)
- 3 その他の要求は拒否
- 4 鏡工場八〇名、大和田工場四〇名の整理をみとめること
- 5 将来の争議において硫酸設備の運転ストップはしないこと

右の一二〇名の整理について会社側は「企業合理化のために近々出さなければならないと思っていたが、今次のストでそれが早くなったのだ」と説明したが、組合側はこれをもって首切りによる「組合への挑戦」なりとして反対、また硫酸設備ストップを争議行為の範囲からのぞくことは、自らスト制限を認めることになるとして拒否し、団交は再び決裂した。組合は五月二二日一番方から全箇所全面無期限ストに入ることを通告した。

団交決裂後の二三日、中労委では労資双方より事情をきき、団交再開を勧告した結果、同日より三回にわたり団交が行われたが組合側は、人員整理条項を会社が引っこめないかぎり具体的交渉はできぬと突っぱり、再び団交は決裂した。一方、合化労連では二一日常任中闘委であくまで日産ストを応援すること、そのために一億円の資金を送ることを決定した。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---